

## 基本目標Ⅱ 男女共同参画を進める意識づくり

### 目標の趣旨

■長年にわたり人々の中につくられた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念やアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）は、働き方や暮らし方の根底にあります。このような意識や固定観念は、幼少のころから長年にわたり形成されてきており、女性にも男性にも存在します。その結果、多くの人に男性は社会的役割を、女性は家庭的役割を担うことがあたりまえとする意識が存在し、女性が社会に出て実力を発揮することや、逆に男性が家事や育児を担当するという生き方は、十分に理解されてきませんでした。

性別役割分担意識は、個性の尊重や「自分らしさ」が大切にされるようになり、徐々に変わりつつあります。しかし、依然として社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー<sup>※6</sup>）の考え方は根強く残っています。だれもが、“自分らしく生きる、ためには、憲法に定められた基本的人権の尊重と両性の本質的平等の理念に基づき、個人の持つ能力の発揮や、自由な選択による生き方が尊重されるよう、国際化、情報化、高齢社会などの視点を踏まえた啓発を通して意識づくりをすることが必要となります。また、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスは、しつけや教育を通して子どもたちに継承されていきます。保護者や教職員など、直接子どもたちに接する人々の意識や考え方は、子どもたちへの影響が大きいいため、より意識の高揚が必要です。そして、男女の違いを正しく認め合ったうえで、学校・園（所）・家庭・社会で幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、その個性や適性を重視した男女平等教育を行っていく必要があります。

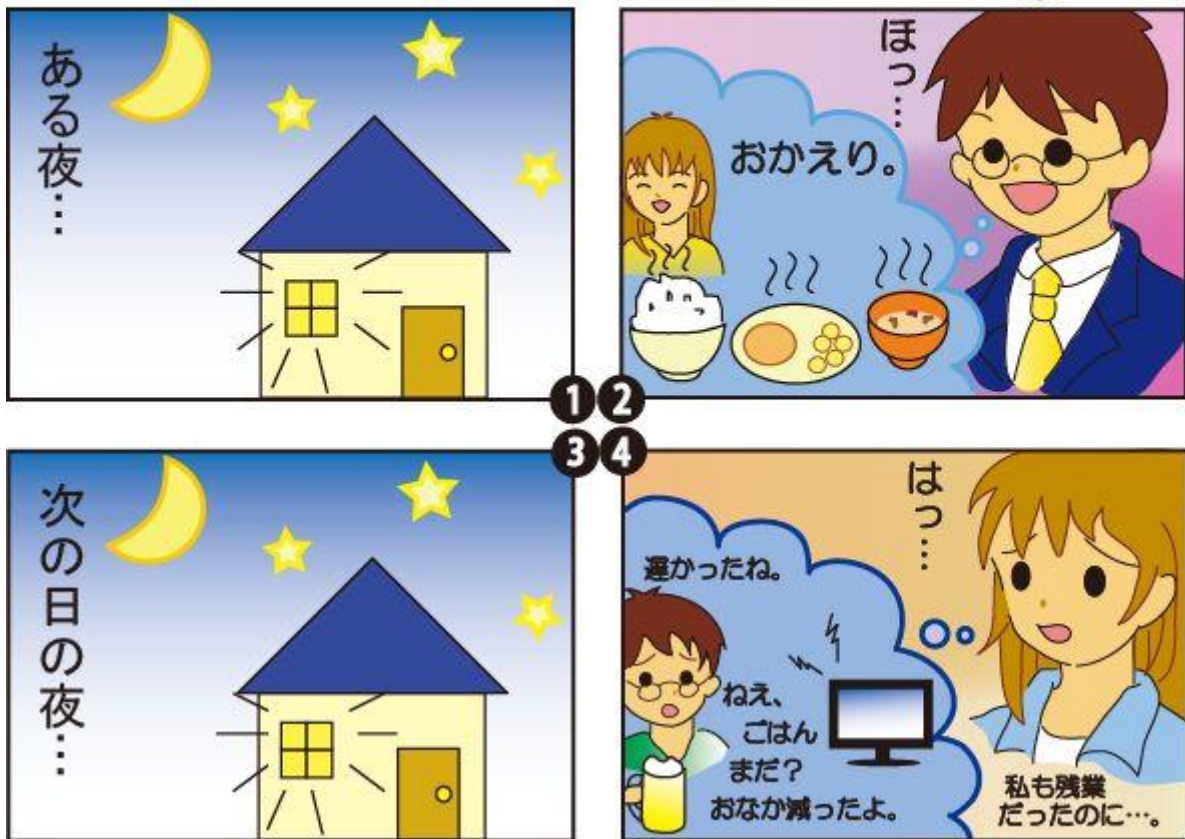
■女性が世界的な視野を持ち、国際感覚を身につけることも重要で、男女共同参画に関する国際的な取組などについての情報の収集に努めるとともに、広く提供を行うことも必要です。

■野洲市では、人権が尊重され、だれもが暮らしやすいまちの実現に向け取組を進めています。しかし、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、インターネットによる人権侵害、LGBT<sup>※7</sup>など性的少数者<sup>※8</sup>への差別など、多くの人権に関する課題が残っています。特に、男女間のあらゆる暴力や児童虐待などは、重大な人権侵害として決して許されるものではなく、誰もが人権を尊重される男女共同参画社会の実現に向け、社会全体の認識を深めるとともに、あらゆる暴力を許さない社会に向けた意識啓発や相談支援などの充実を図る必要があります。

■平成16年（2004年）に施行された「参画条例」の「男女の人権の尊重」を基本理念として、性別役割分担意識による活動の制限や差別などをなくし、また、市、市民、事業者、教育に携わる者の果たすべき責務を定め、男女が対等にいきいきと暮らせる社会づくりを進めていきます。

※6 ジェンダー（社会的性別）：人間には生まれつきの生物学的性別（セックス/sex）がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）」という。

## 共働きの△△さんご夫婦…



※7 LGBT: Lesbian (レズビアン=女性同性愛者)、Gay (ゲイ=男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル=両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー=身体上の性別に違和感を持った人)の頭文字で、性的少数者の総称として使われることがある。

※8 性的少数者(セクシュアルマイノリティー): 性別違和感がなく異性を愛することが多数者であることに対して、LGBTの総称として使うこともある。

## ◆重点課題1 家庭における男女平等の意識づくり

### ➤ 現況と課題

■「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」というような固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消されつつあります。しかし、市民意識調査では、女性が不平等感を感じるところの上位は、「地域社会」、「家庭」、「職場」となっています。一方、男性が不平等感を感じるところの上位は、「地域社会」、「職場」となっています。男性では、「不平等を感じない」とする回答も上位にきており、日常生活における不公平感の受け止め方に男女間で隔たりがみられます。このような男女間の隔たりを解消するため、さらなる意識改革が必要です。

■家庭生活は、生涯を通じ人格を形成するうえでもっとも基本となる場所です。家庭内に根強く残っている性別役割分担意識を解消することや、乳幼児期から性別に関わらず、子どもの能力・個性を生かし、相手の立場を理解できる人格形成を図るための家庭教育が重要です。そのためには、家事や子育てを母親だけの問題とせず、父親も積極的にかかわりを持つことが大切であり、男性の家事・育児・介護などへの参加推進が必要になります。また、家庭の子育て機能を充実させるために、様々な問題に悩む子どもや保護者に対して相談機能を充実させ、生活の不安の解消や問題の解決に向けた取組が必要です。

### ➤ 施策の内容

#### (1) 家庭における男女平等教育の促進

- ① 男女平等意識の促進
- ② 子育て教室などの拡充
- ③ 男性の学習機会の充実
- ④ 子育て相談事業の拡充

#### (2) 自立意識の醸成

- ① キャリア形成への支援

## ◆重点課題2 地域社会における男女平等の推進

### ➤ 現況と課題

- 令和元年度(2019年度)実施の市民意識調査では、男女の不平等感を最も感じる場所として、男女ともに「地域社会」と回答した人が最も多く、女性25.0%、男性26.2%となっており、約4人に1人が日常生活の中で最も不公平感を感じているという結果となっています。地域活動の役割分担では、「主として男性の役割」「どちらかといえば男性の役割」を合わせた回答率が高いものをみると、依然として「祭りや葬儀の運営、取仕切り」62.6%（平成26年(2014年)10月実施の野洲市男女共同参画に関する市民意識調査(実態)調査(以下、「前回」という。)67.6%)、「集会などの運営、取仕切り」62.3%（前回68.1%）、「地域役員や催しものの企画、決定」58.0%（前回63.2%）などが上位にあります。また、「主として女性の役割」「どちらかといえば女性の役割」を合わせた回答率が高いものは、「集会などでのお茶くみ、調理61.7%（前回69.7%）」が極端に高くなっています。このような状況は少しずつ改善されつつありますが、固定的な性別役割分担意識をなくし、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しが必要です。
- 男女が個性を発揮しながらいきいきと暮らせる男女平等社会をつかっていくためには、法律や制度の整備と同時に、男女がともに対等な立場で責任を担い、地域社会のあらゆる分野に積極的にかかわっていくための学習の機会が必要です。男女が対等なパートナーとして新たな社会づくりに向けて行動していくために、ジェンダーにとらわれない生き方や女性自身がいろいろな面で持てる力を発揮でき、さまざまな場面における政策・方針決定の場への参画を進め、公正で多様性に富んだ活力ある地域社会を構築することが必要です。
- 女性も男性も、常に男女平等の理念を基本とした「いつでも、だれでも、どこでも」の教育を、社会教育施設などで開催する各種講座など、あらゆる機会・場所を通じて行い、学びたい時にいつでも学べ活躍できる環境づくりが必要です。

### ➤ 施策の内容

- (1) 男女共同参画推進のための社会づくりの広報・啓発
  - ① 広報掲載・啓発誌などの発行
  - ② 男性向け啓発促進
  - ③ 自治会向け啓発促進
- (2) 男女共同参画を推進する人材の育成
  - ① 啓発講師の充実
  - ② 地域への情報提供
- (3) 地域におけるあらゆる分野での男女共同参画意識の浸透と仕組みづくり
  - ① 社会制度・慣行の見直しの啓発
  - ② 男女共同参画社会づくりの意識啓発
  - ③ 女性参画のための仕組みづくり

## ◆重点課題3 男女平等教育の推進

### ➤ 現況と課題

- 男女共同参画社会の実現のためには、男女平等意識を高め、生涯にわたるさまざまな場での「男女平等教育」が必要です。特に、意識や価値観は、子どものころから形成され、男女平等観の基礎を形成する場として、家庭・学校・地域は重要な役割を果たしています。
- 家庭では、枠にはめることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばしていくことができるよう、家庭教育に関する学習機会の充実が必要です。
- 今回の市民意識調査で「学校教育の場が平等である」と感じる人は50.1%《前回54.4%》であり、学校教育の場では、地域活動の場などと比べて平等感が高いといえます。しかし、まだ固定的な男女感が残っている現状があり、改善へ向けた一層の取組が必要です。日々の教育活動では、アンコンシャス・バイアスも含め、性別に基づく固定概念が男女どちらかに不利に働かないよう努めることが重要です。参画条例に定める「教育に携わる者の責務」として、互いの人権を尊重する実践的な態度を備えなければなりません。そのために必要な研修機会を確保します。
- 学校においては、発達段階に応じた適切な指導により性教育が推進されることが重要です。さらに地域では、男女平等を進めるための学習機会を積極的に提供し、男女平等の理念が地域に浸透するよう努めます。

### ➤ 施策の内容

- (1) 男女共同参画の視点に立った学校・園（所）教育の推進
- ① 学校・園（所）における男女平等教育の促進
  - ② 人権意識の醸成
  - ③ 学校・園（所）生活などの点検・見直し
  - ④ 教職員・保育士の学習・研修の推進
  - ⑤ 副読本・教材の充実
  - ⑥ 発達段階に応じた適切な性教育の推進
  - ⑦ キャリア教育の推進



## ◆重点課題4 国際社会への対応

### ➤ 現況と課題

■国際連合が昭和50年（1975年）の「国際女性年」、昭和54年（1979年）に「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を採択すると、性に基づく差別の撤廃と女性の地位向上に向けた世界的な取組は大きく前進しました。そして、平成27年（2015年）に国連で採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>※9</sup>」では、持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことが掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、女性の地位向上と参画を早急に実現していくため、国際社会が取り組みを進めています。

国においても、男女平等に関する法律や制度の整備が進み、平成11年（1999年）年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、翌年にはこれに基づく計画として「男女共同参画基本計画」が策定されました。

政治、経済、文化など社会のあらゆる分野で、情報化、国際化が進んでいる今日、女性をめぐる人権問題も世界共通の課題として国際的な視野でとらえ、世界の女性が連携し、協力して取り組むことが解決の大きな力となります。このため、海外の情報収集なども必要です。

### ➤ 施策の内容

#### (1) 国際的な取組との協調

##### ① 世界の動向や国内制度などの研修と啓発



※9 アジェンダ：会議における検討課題のこと。

## ◆重点課題5 男女間のあらゆる暴力の根絶と人権の尊重

### 野洲市DV防止基本計画

#### ➤ 現況と課題

- 市民意識調査では、6.8%の人が過去に暴力を受けたことがある、0.6%の人が現在も暴力を受けることがあると回答しています。これを誰かに相談した人は前回調査時点より増えていますが30.8%（前回25.0%）にとどまり、また、相談できる機関を「知らない」と回答した人は26.5%（前回43.3%）となっており、4人に1人はどこに相談してよいかわからないという状況となっています。
- 男女がともに個人として尊重され、互いに認め合うことが必要です。自由に自らの生き方を選択できる社会づくりのためには、家庭や地域社会において個人を尊重する意識づくりが求められます。
- 男女間の人権侵害である、配偶者や恋人・パートナー間の暴力（DV）や、職場などにおける性的嫌がらせ（セクハラ）などのハラスメントは引き続き社会問題となっており、間違った性意識をあらためる意識づくりと、人権侵害を許さない社会意識の醸成が必要です。「参画条例」にも、性別による権利侵害の禁止を明文化しています。
- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。配偶者などからの暴力は、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。配偶者や恋人・パートナーが暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっています。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」は、平成25年（2013年）の法改正により、生活の本拠をともにする交際相手からの暴力を法の対象に含められました。また、令和元年の法改正により、被害者保護のための連携協力機関に児童相談所が明文化され、被害者保護の適用対象については被害者の同伴家族が含められました。  
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」は平成28年（2016年）12月に改正され、連続的なSNSなどへのメッセージ送信やブログへの書き込みなども規制対象行為に含められ、警察署長などから加害者に対し警告を経ずに禁止命令を行うことも可能となった他、緊急の場合は、禁止命令などの事前手続である被害者への聴聞が事後化できるようになり、その他、被害者の告訴がなくても「ストーカー行為」に対する捜査・起訴・処罰ができるようになりました。

#### ➤ 施策の内容

- (1) 性の尊重についての啓発推進
  - ① 性の尊重の広報・啓発
  - ② 性知識の普及
- (2) かけがえのない命を大切にす意識の浸透
  - ① 男女間での暴力を許さない意識づくり・取組
  - ② 男女の人権に関する啓発の充実
  - ③ 学習資料の充実